

法研所員歴14年の私

榎 透

(専修大学法学部教授)

法学研究所との関わりとして、まず最初に思い出すのは、入職した年度の合宿研究会に参加したことである(2006年2月23~24日、於ウエルシティ湯河原)。合宿研究会には、現役の教員だけでなく、名誉教授クラスの先生も参加するというので、当時まだ若手教員であった私は参加に際し随分と緊張したものである。しかし、研究会後の懇親会では、参加した先生方と楽しくお話することができた。中でも庭山英雄先生がご機嫌でお話しになっていたのを覚えている。懇親会がお開きになった後も、部屋が同じになった川地先生(現明治大学)や鈴木秀光先生(現京都大学)と遅くまで会話が弾んだ。もちろん、肝心の研究会も、白藤先生が「ドイツにおける『安全の中の自由』論と警察行政法の課題」と題して公法学会のプレ報告を行うなど充実したものであった。

私の法研の実質的なデビューは、入職2年目に行った「米国のヘイト・スピーチ規制論争にみる思想の自由市場と人間」というテーマでの研究報告である(第7回法学研究所定例研究会, 2006年12月5日)。公法部会の先生を中心に多くの先生から、質問やコメントをいただいたが、中でも「思想の自由市場」という言葉の用い方をめぐり厳しい質問を受けた。これだけが理由ではないが、そのコメントを活かしつつ活字論文にするのは自分でも驚くほど遅れた。在外研究を挟み、その成果として公表した「ヘイト・スピーチ規制考——米国の議論を通じて考える、公私区分、国家権力、そして、思想の自由市場」『専修法学論集』第129号(2017年)の一部がこれに当たるといえる。研究会での質問やコメントの重みとありがたさを痛感する。

その後も、所員として法研との関わりは続く。『専修大学法学研究所所報』第38号(2009年)の〈研究成果とその評価〉では、拙著『憲法の現代的意義——アメリカのステイト・アクション法理を手掛かりに』を取り上げていただいた。巻美矢紀先生ご執筆の書評が掲載され、これは自分の研究に対する自信と励みになったものである。また、ハワイ大学ロー・スクールでの在外研究(2014年度)を終えて帰国した後に、「ハワイ大ロー・スクール探訪」を執筆した(『専修大学法学研究所所報』第53号(2016年))。この

在外研究では、充実した研究生活を送ることができ、しかも、初の海外長期滞在であったため、今でも思い出深い。このように私に関して言えば、自分の研究の重要な場面には法研の関わりが存在するのである。

さらに、法研の公開講座「法律学と政治学の最前線Ⅱ 第三回『立憲と法治——「憲法を作る」ということ』」(2015年12月12日)にて、「憲法が想定する国家、社会、そして自由——立憲主義と憲法の関係にもふれながら」というテーマで報告の機会を得た(『専修大学法学研究所所報』第52号(2016年))。これは、政治学の菅原先生とのコラボ企画で、他分野との接点を探るのが面白かった。そして、この企画への参加によって、漸く法研の活動にもささやかながら貢献することができたように思える。

ところで、法研は近年、ワークショップ(研究会)だけでなく、実務家と研究者の共演などの面白い企画も積極的に行っている。法研の活動は、創立50周年を迎えた研究所にふさわしく充実しているのである。しかし、それでも気になっていることがある。

研究会といえば、ロー・スクールでは授業期間中のランチタイムを利用して、スタッフ・セミナーが頻繁に開催されていた。筆者が専修大学に入職した頃、火曜日には法学研究所の研究会がしばしば開かれていたと記憶している。このところ、火曜日といえば、会議のオンパレードで研究会に時間を割く余裕のないことは承知しているが、多くのスタッフが集まれる曜日・時間に研究会を開くことは、法学部教員の研究の活性化という点で意味のあることだと思う。

上の文章は、拙稿「ハワイ大ロー・スクール探訪」からの引用であるが、今もこの思いは変わらない。

2018年2月、合宿研究会に久しぶりに参加した(25~26日、於TKPガーデンシティ千葉)。ベテランの深澤先生と若手の久保田先生のご報告(報告タイトルは、順に「21世紀のファシズム」、「単一国家と連邦理論——オリヴィエ・ポーの連邦論から」である)を聞きながら、年齢からすれば両先生の間属することに気がついた。合宿研究会に初めて参加してから12年、いつの間にか自分が「若手」の段階を脱してしまったことを再認識しつつ、ここ数年、思うように研究が進んでいないことに活を入れられた思いであった。法研の諸活動が今後も自分の研究に良い刺激を与え続けてくれることを確信し、また、自分の研究活動が法研に少しでも寄与できるよう日々精進していきたい。